

平成 30 年 2 月 28 日

各 位

**電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針の公表について**

株式会社山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、銀行法の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 2 日公布）に基づき、「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」を策定いたしましたので、お知らせいたします。

当行は本方針を公表し、オープン・イノベーションによるお客さまの利便性向上および利用者保護を図るべく、電子決済等代行業者との連携および協働をすすめてまいります。

なお、「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」の内容は、次ページをご覧ください。

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
広報 CSR 戦略室 二宮  
TEL 023-623-1221（代表）

## 電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針

当行の電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針は、以下のとおりです。これを変更する場合には、当行ホームページへの掲載によりお知らせいたします。

1. 当行は、オープン・イノベーションによるお客さまの利便性向上および利用者保護を確保する観点から、お客さまのニーズが高く、システムリスクの低い分野を中心に、電子決済等代行業者との連携および協働を図っていくことを基本方針としています。
2. 当行は、資金移動等にかかる更新系 API サービスのお客さまの利用ニーズやシステムリスク等を慎重に検証のうえ、2020年3月までを目途に当該更新系 API の整備を行うよう検討をすすめる予定です。
3. 当行は、お客さまの利便性向上および利用者保護の観点から、2020年3月までを目途に、口座情報にかかる参照系 API の整備を行う予定です。
4. 当行は、上記2および3の整備を行うにあたり、現在、インターネットバンキングのシステムを提供している外部システム会社に設計、運用および保守を委託することを前提に共同検討をすすめております。
5. 当行において電子決済等代行業者との連携および協働にかかる業務を行う部門の名称および連絡先は、以下のとおりです。

山形銀行 営業企画部 （連絡先 電話 023-623-1221（代表））

